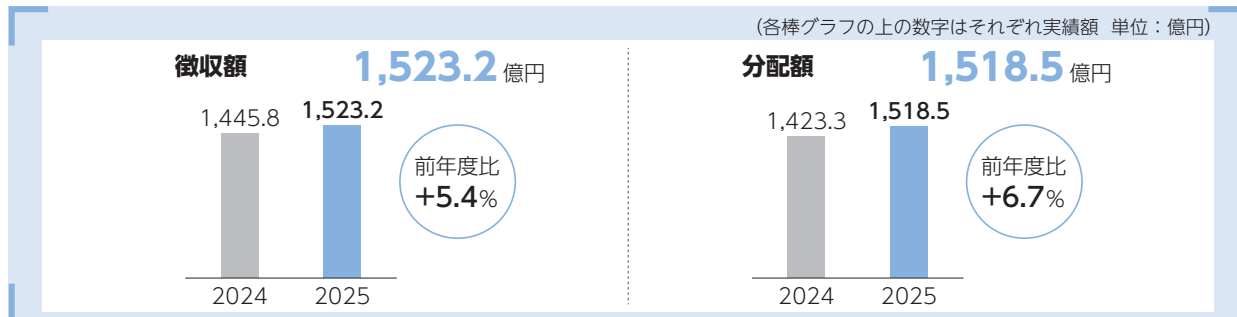


事業報告

概要



■ 徴収額(41ページ参照)

2025年度の実績額は1,523億2千万円で、これまでの過去最高であった2024年度の実績額(1,445億8千万円)を77億3千万円(5.4%)上回った。

主な内訳としては、インタラクティブ配信が54億3千万円の増(9.6%増)、演奏等が30億9千万円の増(11.9%増)となっている。

■ 分配額(42ページ参照)

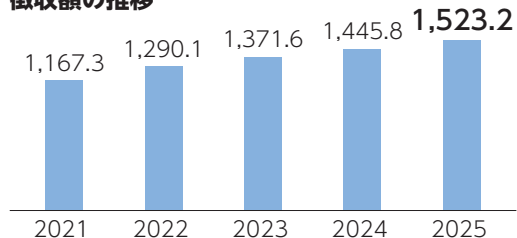
2025年度の実績額は1,518億5千万円で、これまでの過去最高であった2024年度の実績額(1,423億3千万円)を95億2千万円(6.7%)上回った。

これは、主に2024年10月から2025年12月までの徴収額を反映したもので、インタラクティブ配信で62億2千万円の増(11.7%増)、演奏等で27億円の増(10.4%増)となった。

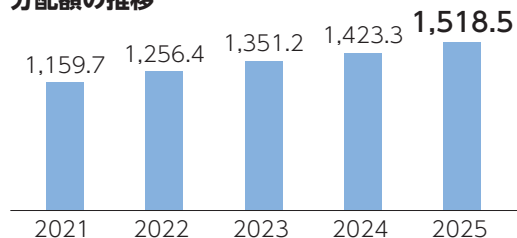
「第10 収支予算執行状況」(41ページ以降)の項目は、割愛しています。

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ実績額 単位：億円)

徴収額の推移



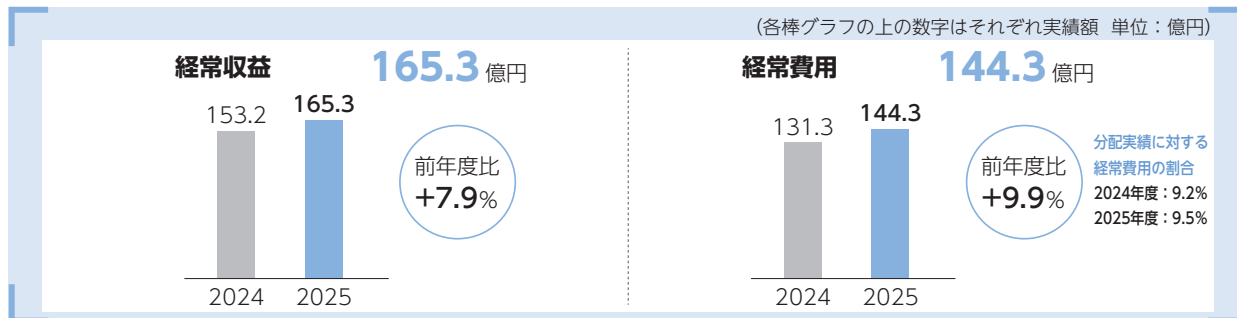
分配額の推移



【分配対象作品数・権利者数(全分野を通じたユニーク数)】

	2024年度	2025年度
分配対象作品数	3,313,762作品	4,066,661作品
分配対象権利者数(内国)	著作者 96,301人 音楽出版者 3,297者	著作者119,298人 音楽出版者 3,330者
分配対象権利者数(外国)	著作者430,463人 音楽出版者52,653者 (122の外国団体を通じて分配)	著作者568,990人 音楽出版者64,267者 (121の外国団体を通じて分配)

2025年度の分配対象作品数及び分配対象権利者数には、一部の配信サービスの過去分使用料の分配に係る一時的要因によるものが含まれている。



■ 経常収益(43ページ参照)

2024年度実績額比12億円の増であった。

分配の状況を反映し、管理手数料収入がインタラクティブ配信で5億2千万円、演奏等で3億3千万円の増となった。

■ 経常費用(44ページ参照)

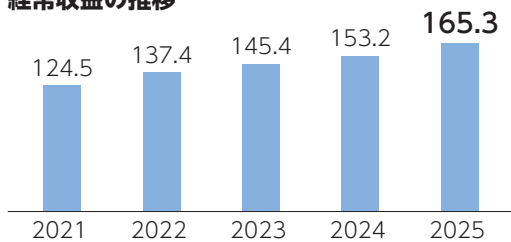
2024年度実績額比13億円の増であった。

主に機械計算関係費及び調査費で増となった。

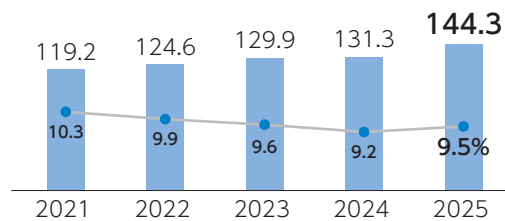
収支差額金は20億9千万円であった(経常収益の実績額165億3千万円と経常費用の実績額144億3千万円との差額)。この差額金は、「収支差額金分配規程」に基づき、2026年度に分配される。

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ実績額 単位：億円)

経常収益の推移



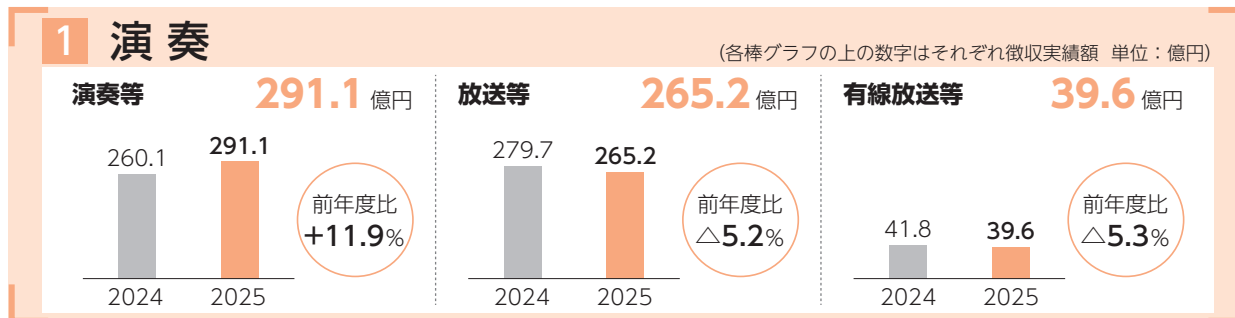
経常費用の推移



※折れ線グラフは、分配実績に対する経常費用の割合の推移を示している。

第1 徴収関係

主な分野・種目の状況は以下のとおりである。



■ 演奏等

内訳は右の表のとおりである。

上演・演奏会等は、ライブ体験に対するニーズの高まり等を受け、大規模演奏会の開催件数の増加やチケット代金上昇の傾向が続いているほか、音楽教室に係る新規定の実施に伴う使用料の入金があったことなどから、大幅な増収となった。

カラオケは、積極的な訪店交渉やカラオケ事業者との連携強化により、新規契約件数が解約件数を上回ったものの、カラオケ歌唱室の大手事業者の使用料入金時期が変更となったことから、2024年度を下回った。

演奏等実績額内訳

(単位：億円)

利用方法	実績額	前年度比
上演・演奏会等	151.6	126.9%
社交場	19.0	105.8%
カラオケ	102.6	99.6%
BGM	5.7	100.8%
ビデオ上映	4.4	96.1%
遊技機※(上映・演奏)	7.5	81.0%

※ 使用料の対象となるのは、パチンコ・パチスロ

■ 放送等

内訳は右の表のとおりである。

番組放送については、使用料の算定基礎となる2024年度の放送事業収入が、NHKの受信料値下げの影響等により減少した。

CM放送は、エンターテインメント(電子漫画等)及び生活用品の分野で広告出稿が増加した一方で、通信等の分野では減少したことなどから、減収となった。

放送等実績額内訳

(単位：億円)

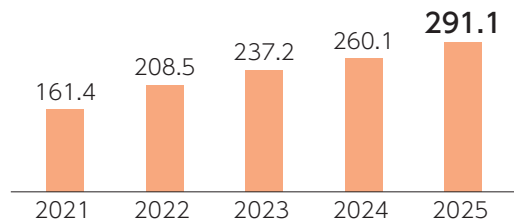
利用方法	実績額	前年度比
番組放送	207.4	95.2%
CM放送	57.7	93.3%

■ 有線放送等

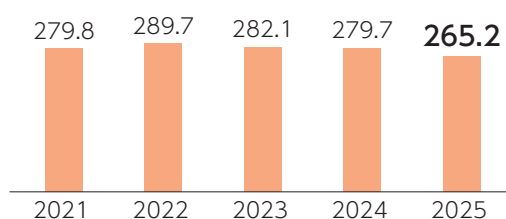
受信契約者数の減少等により、有線ラジオ放送、有線テレビ放送のいずれについても、使用料の算定基礎となる2024年度の放送事業収入が減少した。

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ徴収実績額 単位：億円)

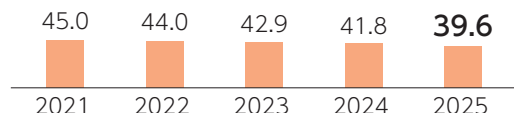
演奏等の推移



放送等の推移



有線放送等の推移



2 録音・特定目的複製

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ徴収実績額 単位：億円)

オーディオ
ディスク

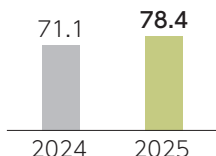
78.4 億円

ビデオグラム

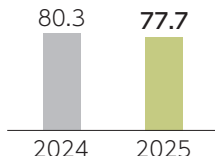
77.7 億円

特定目的複製

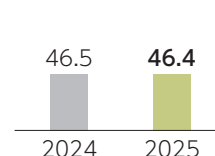
46.4 億円



前年度比
+10.3%



前年度比
△3.2%



前年度比
△0.3%

■ オーディオディスク

アイドルグループのヒット製品が複数あったことなどから、2024年度実績額を上回った。

■ ビデオグラム

パッケージから動画配信サービスへの移行が進んだことから、劇場用映画のビデオグラムとドラマ・アニメのビデオグラムの需要が落ち込み、全体としても減少した。

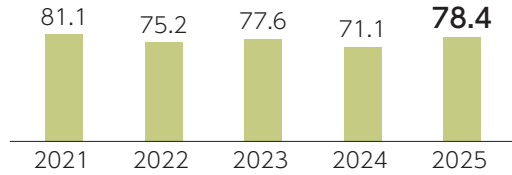
■ 特定目的複製

広告目的複製については、2024年度実績額を上回った。これは、アルコール飲料、清涼飲料水及び食料品関連のCMに管理楽曲が活発に利用されたことなどによるものである。

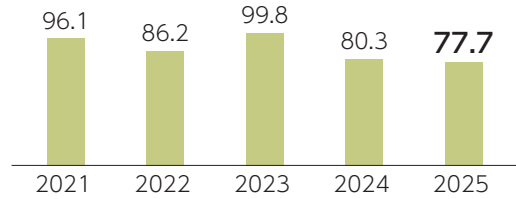
ゲーム目的複製については、家庭用ゲームにおいて管理楽曲の利用が好調であったものの、遊技機を設置する店舗数が減少していることなどから、2024年度実績額を下回った。

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ徴収実績額 単位：億円)

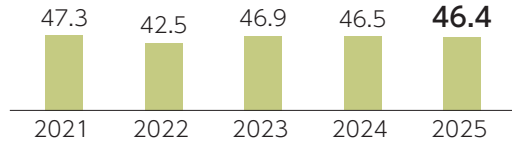
オーディオディスクの推移



ビデオグラムの推移



特定目的複製の推移



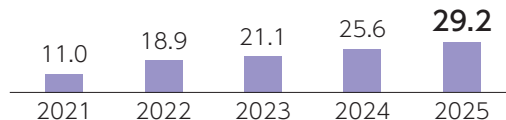
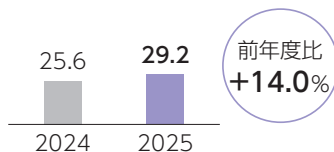
3 外国入金（演奏・録音）

（各棒グラフの上の数字はそれぞれ徴収実績額 単位：億円）

外国入金（演奏・録音）

29.2 億円

外国入金（演奏・録音）の推移



■ 外国入金(演奏・録音)

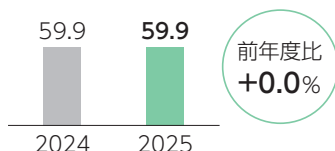
音楽・動画配信の使用料が増加したことなどにより、2024年度実績額を上回った。2021年度との比較では、2.5倍以上の実績額となった。

また、各国の著作権管理団体等と連携した結果、海外におけるYouTubeの使用料入金があった国と地域が73に増加した(2024年度は40の国と地域)。

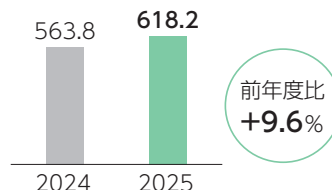
4 複合

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ徴収実績額 単位：億円)

通信カラオケ 59.9 億円



インタラクティブ配信 618.2 億円



■ 通信カラオケ

通信カラオケ端末の稼働台数が前年度並みであった。

■ インタラクティブ配信

内訳は右の表のとおりである。

音楽サブスクリプションについては、一部の大手事業者が提供するサービスにおいて会員数の増加や値上げがあったことなどから、増収となった。

動画サブスクリプション、動画投稿サービス等については、大手事業者の提供するサービスを中心として好調を維持したほか、サービス内容に応じた契約更改を行ったことや、一部のサービスにつき利用許諾契約に基づき実施した監査等で判明した過去分使用料の請求を行ったことなどから、増収となった。

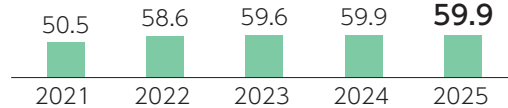
インターネットCMは、大手通信関連企業による動画投稿サービスやSNSへの活発な広告出稿があったことなどから、大幅な増収となった。

インタラクティブ配信実績額内訳 (単位：億円)

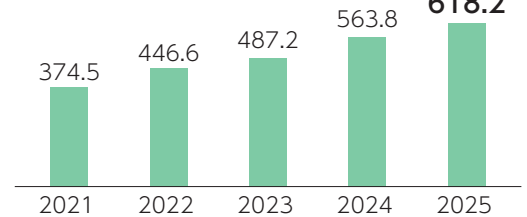
利用方法	実績額	前年度比
音楽ダウンロード	9.9	90.9%
音楽サブスクリプション	259.5	106.6%
動画等(動画サブスクリプション、動画投稿サービス等)	311.4	110.1%
インターネットCM	18.9	116.7%
その他	18.2	175.7%

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ徴収実績額 単位：億円)

通信カラオケの推移



インタラクティブ配信の推移



5 TOPICS

1 使用料規程の一部変更

(1) 有線テレビジョン放送等

年間の包括使用料の算定に係る使用料率(前年度における有線放送事業収入に乘じる料率)を1%から1.5%に変更した(2026年4月1日から実施)。料率の変更は、1975年の制定以来50年ぶりである。制定当時と比較して業界全体の売上や音楽利用量が大幅に拡大した一方で、使用料率が他の放送分野と比べて低水準にとどまっていたことから、利用者団体である一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟と集中的に協議を行い、合意に至った。

(2) 歌唱教室における演奏等

受講者数単位の規定を新設したほか、規定を適用する利用の実態に即して、名称を「歌謡教室における演奏等」から「歌唱教室における演奏等」に変更した(2026年4月1日から実施)。

2 外国入金増加等に向けた取組

日本の音楽の海外展開が進む中、管理楽曲の外国地域における利用について確実に徴収・分配するため、以下の取組を行った。

(1) GDSDXを活用した管理推進

より多くの地域においてGDSDXを通じた円滑な作品管理が推進されるよう、新たに作成したプロモーションビデオを活用するなどしてGDSDXに参加する著作権管理団体の拡大を図った。その結果、参加団体数は、当協会を含む18団体に増加した。

(2) キューシート情報の登録

管理楽曲が収録されたアニメ等の動画コンテンツを各国の著作権管理団体が的確に特定することができるよう、約1万1千件のキューシート情報とともに、約4万3千件の外国語表記のタイトルをCISAC(著作権協会国際連合)が運営するデータベースに追加登録した。

(3) 大手アニメ配信サービスと各国の著作権管理団体の利用許諾契約の促進

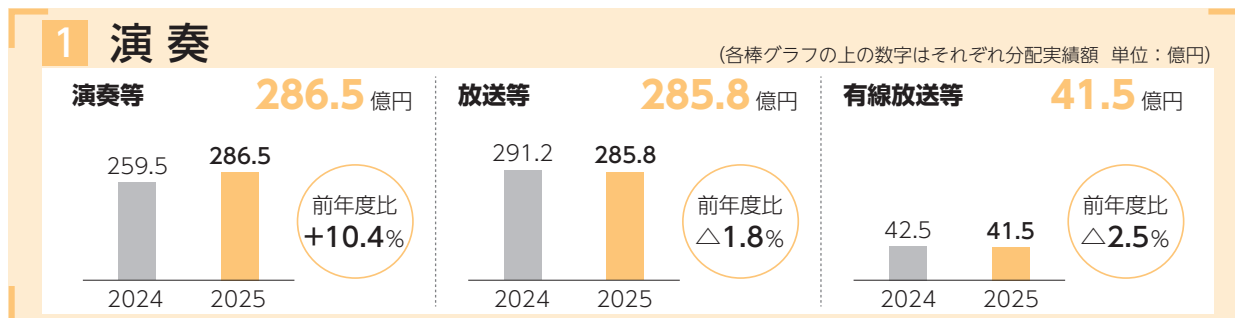
海外で人気の大手アニメ配信サービスと各国の著作権管理団体との利用許諾契約締結に向けた働きかけを継続したほか、許諾契約を締結した団体からの入金増加のため、コンテンツの照合とキューシートの提供を行った。

3 NHKの放送同時配信等サービスに関する協議

10月のNHKの配信サービスの必須業務化後にスタートした「NHK ONE」に適用する使用料の取扱いについて、NHKと協議を重ねたものの、合意にはなお議論を要する状況である。そのため、放送等メディア委員会の答申を踏まえ、暫定的な使用料算定方法を定めた現行契約を1年間延長し、協議を継続することとした。

第2 分配関係

主な分野・種目の状況は以下のとおりである。



■ 演奏等

上演・演奏会等、社交場及びカラオケについて2025年1月から12月までに支払われた使用料が分配対象となっている。2024年度実績額を上回ったのは、ドーム・アリーナで行われる大規模演奏会を中心に開催件数が増加傾向にあることなどによる。

演奏等実績額内訳

(単位：億円)

利用方法	実績額	前年度比	分配対象 作品数
上演・演奏会等	137.3	120.4%	297,717
社交場	18.3	104.5%	31,602
カラオケ	112.4	103.8%	369,159
BGM	5.5	99.7%	409,153
ビデオ上映	4.2	98.3%	197,333
遊技機※(上映・演奏)	8.6	89.0%	1,053

※ 使用料の対象となるのは、パチンコ・パチスロ

■ 放送等

番組放送は、NHK、民放地上波ラジオ及び民放地上波テレビについて2024年10月から2025年9月までの利用分として支払われた使用料、コミュニティ放送、放送大学学園、民放衛星ラジオ及び民放衛星テレビについて2024年4月から2025年3月までの利用分として支払われた使用料が分配対象となっている。

放送等実績額内訳

(単位：億円)

利用方法	実績額	前年度比	分配対象 作品数
番組放送	226.7	96.9%	784,313
CM放送	59.1	103.4%	479

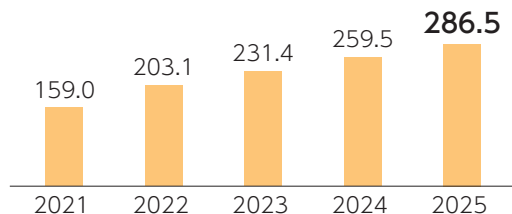
CM放送は、2024年10月から2025年9月までに支払われた使用料が分配対象となっている。2024年度実績額を上回ったのは、飲料・自動車・通信の分野で管理楽曲を利用したCMが好調であったことなどによる。

■ 有線放送等

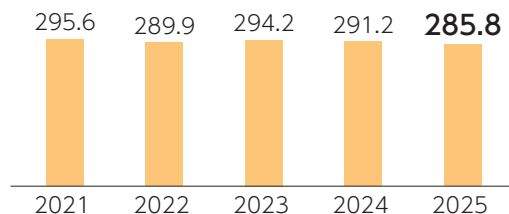
有線ラジオ放送は2024年4月から2025年3月までに支払われた使用料が、有線テレビ放送は2024年4月から2025年3月までの利用分として支払われた使用料が分配対象となっており、いずれも2024年度実績額を下回った。分配対象作品数は、有線ラジオ放送が355,504作品、有線テレビ放送が250,989作品であった。

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ分配実績額 単位：億円)

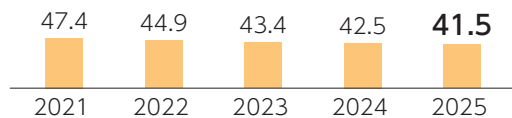
演奏等の推移



放送等の推移



有線放送等の推移



2 録音・特定目的複製

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ分配実績額 単位：億円)

オーディオ
ディスク

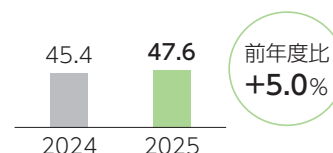
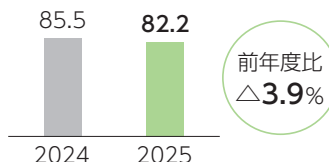
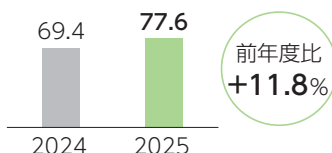
77.6 億円

ビデオグラム

82.2 億円

特定目的複製

47.6 億円



■ オーディオディスク

大手レコード会社など包括契約者について2025年5月・8月・11月・2026年2月に支払われた使用料、包括契約者以外の利用者について2025年1月から12月までに支払われた使用料が分配対象となっている。分配対象作品数は、496,162作品であった。

■ ビデオグラム

大手映像ソフト制作会社など包括契約者について2025年3月・6月・9月・12月に支払われた使用料、包括契約者以外の利用者について2025年1月から12月までに支払われた使用料が分配対象となっている。分配対象作品数は、161,308作品であった。

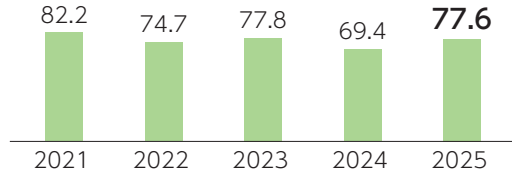
■ 特定目的複製

広告目的複製は、2025年1月から12月までに支払われた使用料が分配対象となっている。分配対象作品数は、914作品であった。

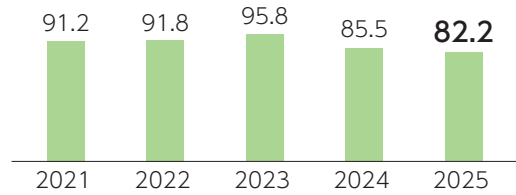
ゲーム目的複製は、2025年1月から12月までに支払われた使用料が分配対象となっている。分配対象作品数は、2,502作品であった。

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ分配実績額 単位：億円)

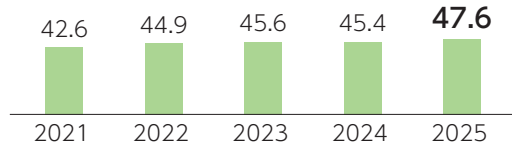
オーディオディスクの推移



ビデオグラムの推移



特定目的複製の推移



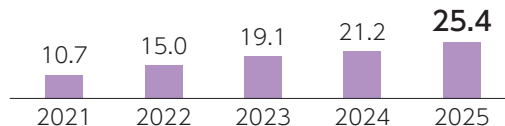
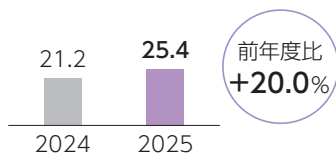
3 外国入金（演奏・録音）

（各棒グラフの上の数字はそれぞれ分配実績額 単位：億円）

外国入金（演奏・録音）

25.4 億円

外国入金（演奏・録音）の推移



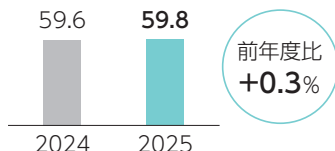
■ 外国入金(演奏・録音)

2024年10月から2025年9月までに121団体から入金した使用料が分配対象となっている。分配対象作品数は、285,905作品であった。

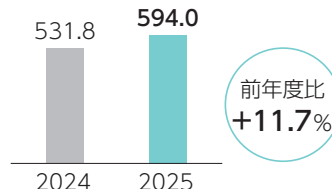
4 複合

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ分配実績額 単位：億円)

通信カラオケ 59.8 億円



インタラクティブ配信 594.0 億円



■ 通信カラオケ

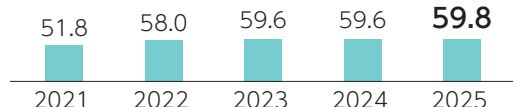
2025年1月から12月までに支払われた使用料が分配対象となっている。分配対象作品数は、349,237作品であった。

■ インタラクティブ配信

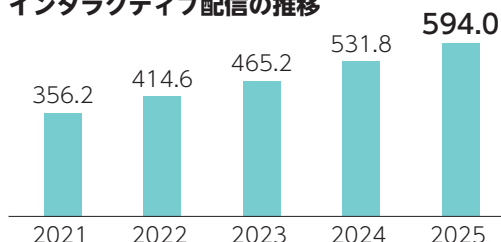
2025年1月から12月までに支払われた使用料及び2026年1月に支払われた使用料(大規模音楽配信分)が分配対象となっている。2024年度実績額を大きく上回ったのは、音楽・動画のサブスクリプションサービスや動画投稿サービスが好調を維持していること、一部サービスの過去分使用料が含まれることなどによるものである。分配対象作品数は、3,635,886作品であった(一部の配信サービスの過去分使用料の分配に係る一時的要因によるものを含む。)

(各棒グラフの上の数字はそれぞれ分配実績額 単位：億円)

通信カラオケの推移



インタラクティブ配信の推移



5 TOPICS

1 放送等使用料の分配点数の付与方法を変更する分配規程の一部変更

NHK(テレビ放送)と民放地上波テレビ放送において、番組ジャンルが「ニュース/報道」「情報/ワイドショー」「バラエティー」のいずれかである番組において背景利用された作品を対象として、使用時間に基づく評価点数の付与割合を段階的に減じる変更を行った(12月3日理事会決議、2026年12月分配期から実施)。

これは、特定ジャンルの番組で同一楽曲の繰り返し再生による長時間利用が集中している実態に鑑み、背景音楽の使われ方の違いをより適切に分配に反映することを目的としている。

使用時間	評価点数
300秒まで	1秒につき1点とし、1秒を増すごとに1点を加算する。
300秒を超え600秒まで	300秒までを300点とし、300秒を超え1秒を増すごとに1/2点を加算する。
600秒を超え900秒まで	600秒までを450点とし、600秒を超え1秒を増すごとに1/4点を加算する。
900秒超	900秒までを525点とし、900秒を超え1秒を増すごとに1/8点を加算する。

2 放送分野における全曲報告の推進

衛星放送(BS)における利用曲目の全曲報告について民放連と協議を進めた結果、これまで未実施だったCMの曲目報告を2026年4月放送分から行うことで合意した。また、番組放送についても、一部放送局ではフィンガープリントを活用した全曲報告が2026年度から実施されることとなった。引き続き、全曲報告実施に向けた取組を推進する。

3 作品届未提出への対応

作品届が提出されない作品については、利用実績を把握しても、関係権利者とその分配率を確定できず分配保留となる。これを解消するため、内国作品についてはJ-WID Master(権利者向け作品データベース検索サービス)の「保留作品検索」の活用を進め、外国作品についても音楽出版者・各国の著作権管理団体等に対して作品届等の提出を依頼した。これらの結果、19,654作品(4億3千万円)の分配保留の解消につながった。

4 管理手数料実施料率の引下げ

2026年3月分配期に適用する管理手数料実施料率の一部を引き下げた。

使用料の区分	届出料率	2025年度実施料率	2026年3月分配期
演奏等(大規模演奏会等)	25%	12.5%	10.5%
業務用通信カラオケ	10%	9%	7%
放送等	10%	8.5%	7.5%
インタラクティブ配信	10%	9.5%	7.5%
業務用音楽配信(※)	10%	9.5%	7.5%
授業目的公衆送信補償金	20%	9.5%	7.5%

※ 2025年6月の管理委託契約約款変更によって新設された区分である(2025年12月分配期から適用)。

第3 音楽文化事業

「音楽文化事業」について

著作物資料(作品届等)が提出されないために分配保留となっている使用料のうち、保留の開始から10年以上が経過した部分を、毎年度、全ての委託者に共通する目的にかなう事業のための支出に充てる制度(管理委託契約約款22条)。実施事業の具体的な内容については「音楽文化事業に関する有識者委員会」における検討結果を踏まえ、理事会で決定することとしている。

1 在外研究支援「JASRAC国際フェローシップ」(※)

経済情勢の変動に柔軟に対応した滞在費の支給などを目的として、「在外研究支援事業実施規程」の一部変更を行い(9月3日理事会決議、同日施行)、第5回募集を行った。

また、2024年度に研究を終えて帰国した二人の在外研究員による研究成果報告動画を委託者向けに公開した。

- ※ 著作権制度に関する建設的な提言を行うことができる優れた人材の育成に資することを目的として、著作権法の研究又は著作権が関連する領域の研究を行っている若手研究者が外国の研究機関において研究するために必要な費用を支給する事業



2 教育・啓発事業「JASRAC著作権アカデミー」

教育現場や一般市民に対してより正確で質の高い情報を提供することで著作権の保護と利用の円滑化を促進することを目的として、五つの取組を相互に連携させながら行う事業である「JASRAC著作権アカデミー」を以下のとおり実施した。

- ① 講師キャスティング(選定)
- ② 公募型一般講座「出張講座 JASRACラーニングスクエア」
- ③ 公募型寄付講座「寄付講座 JASRACキャンパス」
- ④ 教材制作
- ⑤ 講義・教材の配信

- (1) 講師キャスティング(選定)及び公募型一般講座「出張講座 JASRACラーニングスクエア」(上記①②)について、57件の講座を実施した。また、教育関係者等からのニーズに応じて新たに教育関係者7名及び弁護士2名を講師に登録した。



- (2) 公募型寄付講座「寄付講座 JASRACキャンパス」(上記③)について、初めての寄付先である5件の講座が開講した。また、第2回募集を行い、外部の学識経験者5名で構成される「寄付講座 JASRACキャンパスに係る講座の選考に関する委員会」の選考結果を踏まえ、12月、理事会において、新たに6件の講座を寄付先として決定した(2026年4月以降に順次開講予定)。さらに、2027年度及び2028年度に開講する講座を対象とした第3回募集を開始した。
- (3) 教材制作(上記④)について、2027年度の発行に向けて制作を開始した。
- (4) 講義・教材の配信(上記⑤)について、新たに3件の講座を特設サイトにおいて公開した。



(自由研究などで著作物を利用する機会が増える夏休みを前に東京都墨田区立堅川中学校で開催された講座「著作権について学ぼう」の様子)



(福島県福島市の福島大学に設置された寄付講座「知的財産の基礎知識」における講義の様子)

3 クリエイター等への支援事業

音楽クリエイターの人材育成と飛躍の促進及び音楽クリエイターを志す者が安心してプロになれる環境の整備を目的として、次の①から③までのプログラムを選択的に、又は並行して行う事業である「クリエイター等への支援事業」について、実施に向けた検討を進めた。

- ① チャレンジ資金支援プログラム
- ② クリエイター交流プログラム
- ③ 団体助成等プログラム(音楽クリエイター団体への助成に関する取組及びデジタルアーカイブ等の実現に向けた取組)

4 著作権等に関する意識調査

10月、理事会は「音楽文化事業に関する有識者委員会」(第2期)による第2次答申(2025年3月5日理事会決議)を踏まえ、教育・音楽・社会一般の3分野における著作権に関する意識調査の具体的な実施内容及び委託先を決定した。各意識調査は、2026年度に実施する予定である。

第4 著作権制度の普及啓発及び広報関係

1 著作権制度や当協会の役割等への理解の促進を図る取組

創造のサイクルが発展的に持続する環境を醸成していくため、著作権制度や当協会の役割等に対する社会の理解を深めることを目的として、普及啓発及び広報に関する取組を行った。

(1) 寄附科目

寄附科目(放送大学学園)を通じた著作権制度の普及啓発を継続した。

(2) イベントの開催等

著作権制度に対する理解促進や当協会のイメージアップを図るため、以下のイベント等を開催した。

- ・ 当協会がプライズパートナーとして協賛する国際音楽賞「MUSIC AWARDS JAPAN」が5月に開催され、第1回「クリエイター特別賞 Song of the Year for Creators presented by JASRAC」として、2025年JASRAC賞金賞受賞者でもある「アイドル」の作詞・作曲者Ayaseさん(YOASOBI)を表彰した。
- ・ 劇伴音楽をテーマにしたイベント「京伴祭-KYOTO SOUNDTRACK FESTIVAL-2025」に協賛するとともに、ブースを出展した(9月)。
- ・ 音系・メディアミックス同人即売会「M3-2025秋」に協賛するとともに、「JASRACラウンジ」を開設し、相談ブースの設置やミニセミナーを開催した(10月)。
- ・ 幅広い楽器ブランドが一堂に会する体験型イベント「東京楽器博2025」にブースを出展するとともに、ゲストによる「スペシャル・パフォーマンス」を提供した(11月)。
- ・ 本部事務所の移転を前に、著作権管理事業への更なる理解と協力を呼び掛けるとともに、地域住民への感謝を伝えるため、協会本部及び周辺会場において、「代々木上原JASRACまつり」を開催した(11月)。



(「MUSIC AWARDS JAPAN」での表彰の様子。左から伊澤一雅理事長、Ayaseさん)



(「代々木上原JASRACまつり」で挨拶を行う伊澤一雅理事長)

- ・ 音楽クリエイター・音楽ファンに向けたトーク&ライブイベント「音楽と生きる、音楽で生きる Special Supported by JASRAC」をYouTubeで公開した(2026年3月)。
- ・ 音楽クリエイター同士が交流しながら著作権を学ぶセミナー「Music Rights Session」をTuneCore Japanと共催した(2026年3月)。



(「音楽と生きる、音楽で生きる Special」の様子。左からヒグチアイさん、meiyoさん、芦沢ムネトさん。Photo by Viola Kam [V'z Twinkle])

(3) 公式アカウントでの情報発信

当協会とその事業に関する情報を広く迅速に発信するため、X、Facebook、Instagram及びYouTubeの公式アカウントの活用を継続した。

各アカウントの投稿数は、Xは305件、Facebookは251件、Instagramは159件、YouTubeは67本(うちショート動画41本)である。

(4) 記者会見

5月及び10月、記者会見を開催し、事業概況等の報告を行うとともに、音楽業界の現状、課題に対する考えや取組を説明した。

(5) 放送媒体等の活用

音楽クリエイターや音楽ファンへの情報発信の強化を目的として、放送媒体等を活用した以下の取組を実施した。

- ・ 中高生を主なリスナーとするラジオ番組「SCHOOL OF LOCK!」(TOKYO FM)において、協賛コーナー、CM等を放送するとともに、オリジナルグッズのプレゼント企画や番組公式Xと連動したキャンペーンを行った。
- ・ 地上波テレビ28局ネットで放送されている音楽情報番組「Music B.B. Japan」において、「JASRAC音楽著作権講座」を放送するとともに、同講座を当協会公式YouTubeでショート動画として公開した(ショート動画は2026年5月に公開)。
- ・ 音楽クリエイターやダンス及びクラブミュージックを始めとするエンタメ・カルチャーへの関心度が高い層を主なリスナーとするJ-WAVEのラジオ番組「JASRAC TOKYO M.A.A.D SPIN “Z”」において、協賛コーナー、CM等を放送した。また、7月に開催されたJ-WAVE主催イベント「INSPIRE TOKYO 2025」において、同番組が提供するDJステージでオリジナルグッズを配布したほか、会場や特設サイトにバナーを掲載した。

- ・ 音楽系の情報を発信しているウェブメディア「音楽ナタリー」、「リアルサウンド」及び「DTMステーション」に記事広告を出稿した。

(6) 本部事務所移転を契機とした広報施策(リブランディング)

2026年7月の本部事務所移転を契機に、若年層を始めとする社会全体に対する当協会のイメージ刷新と更なる認知拡大を図るため、当協会の存在意義を共感してもらえるキーメッセージとして「オンガクが生まれつづけるセカイを」を策定し、キーメッセージを用いたブランドムービーやキービジュアルの制作を進めた。

2 表彰等

(1) JASRAC賞

2024年度の分配額上位作品の著作者・音楽出版者を表彰した。

(2) JASRAC音楽文化賞

売上や利用実績などの数字には表れない地道な活動を行い、音楽文化の発展に寄与した功績を称え、4者を顕彰した。

(3) 永年正会員表彰

長年にわたる著作活動を称えるとともに協会運営への貢献に感謝の意を表するため、正会員の在籍が継続して50年となった正会員(著作者16者、音楽出版者11者)へ表彰状及び記念品を贈呈し、10月に「2025年度永年正会員表彰お祝いの会」を開催した。

(4) 長期契約者への感謝状贈呈

30年以上にわたって当協会と利用許諾契約を締結し、著作物使用料の支払により新たな創作を支えてくださった全国の518者に対し感謝状を贈呈した。

第5 違法利用等への対応

1 法的措置

(1) 演奏

()内は2024年度

刑事 告訴	民事					合計
	本案訴訟	仮処分	民事調停	支払督促	その他	
0件 (0件)	0件 (0件)	5件 (3件)	1,366件(※) (1,343件)	31件 (28件)	25件 (22件)	1,427件 (1,396件)

※ 管理楽曲が利用された複数の外国映画を長年にわたり無断で上映していた事案について実施した民事調停1件を含む。

(2) 複製

使用料の滞納について、民事調停を2件実施した。

(3) 公衆送信

ファイル共有ソフト「BitTorrent」を悪用して音楽ファイル等を無断でアップロードしていた者(1名)を告訴したほか、使用料の滞納について債権差押命令の申立てを2件実施した。

2 インターネット上の違法利用対策

リーチサイト・リーチアプリ(※)について、広告主団体に対する広告出稿抑止の要請、広告事業者に対する広告削除の要請を実施した。また、下表の監視・警告を継続的に実施した。

※ 他のウェブサイトに掲載された著作権侵害コンテンツへのリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツに誘導するためのウェブサイト・アプリケーション

監視システム(J-MUSE)を活用した対応	利用許諾契約の締結又はファイル等の削除を求めるメールの送信	498件
	インターネットサービスプロバイダ(ISP)に対する送信防止措置要請通知	2,023件
ファイル共有ソフトを悪用した侵害への対応	音楽ファイル等の削除を求める通知を侵害者に送るようISPに要請	4,996件
海賊版出品への対応	インターネット上のオークション・フリーマーケット運営者に対する情報削除要請	56,548件

第6 委託者サービスの向上及び新規委託者獲得のための取組

1 「JASRAC Creator's Path」の開催

音楽クリエイターを対象としたトークイベント「JASRAC Creator's Path」を名古屋と東京でそれぞれ開催し、音楽著作権の基礎知識や当協会の役割に対する理解の促進を図った(10月及び2026年2月)。名古屋での開催は初めてであり、参加者数は過去最多となった。



(「JASRAC Creator's Path」名古屋開催の様子)

2 「JASRAC Welcome DAY」の開催

新規委託者の当協会業務に対する理解を促進することなどを目的としたイベント「JASRAC Welcome DAY」を開催した(8月及び2026年2月)。



(「JASRAC Welcome DAY」の様子)

3 各種通知・支払調書のデジタル化

委託者の利便性を向上させるため、各種通知(「音楽出版者作品届通知リスト」・「公表時編曲者確定通知リスト」)及び支払調書をデジタル化した。各種通知についてはJ-WID Master(権利者向け作品データ検索サービス)で、支払調書についてはメンバーズサイトで閲覧・ダウンロードが可能である(支払調書は圧着はがきの郵送も継続)。

4 音楽出版者への説明

当協会の管理業務に関する正しい情報を発信して管理委託を促進するため、音楽出版者に対し、インタラクティブ配信の管理業務の現状や当協会に管理委託することのメリットなどについて説明した。

【新規信託契約締結者数等】

(1) 新規信託契約締結者数

新規の信託締結者数は749であった。

信託契約の締結と入会手続とを完全に分離して現行の制度とした1999年度以降でこれまでの過去最多であった2024年度の新規の信託締結者数(595者)を上回った。

(2) 新規入会者数

新規入会者数は86であった。

また、4月1日付けで新たに正会員(法人法上の社員)となった者は34者(著作者29者、音楽出版者5者)であった。

新規信託契約締結者数及び新規入会者数

()内は2024年度

	著作者	音楽出版者	その他	合計
新規信託契約締結者数	647 (495)	100 (96)	2 (4)	749 (595)
新規入会者数	80 (75)	4 (9)	2 (2)	86 (86)

会員数及び信託数(2026年3月31日現在)

	会 員			信 託 者(※)	信 託 数
	正会員	準会員	合計		
作詞者	207	891	1,098	1,868	2,966
作曲者	299	642	941	1,948	2,889
作詞・作曲者	749	1,382	2,131	4,643	6,774
音楽出版者	243	427	670	3,181	3,851
承継者	-	151	151	5,107	5,258
その他	-	11	11	29	40
合 計	1,498	3,504	5,002	16,776	21,778

※ 信託契約を締結して当協会に著作権の管理を委託した者(信託法上の委託者)のうち、入会はしていない者(定款上の会員ではない者)を「信託者」と呼んでいる。

この表においては、音楽出版者(会員である音楽出版者及び信託者である音楽出版者)が事業部を単位として複数の信託契約を締結している場合における2本目以降の信託の数を全て、便宜上、音楽出版者の「信託者」欄の数に含めている。

第7 対処すべき課題

1 国際的な連携強化

- (1) CISAC(著作権協会国際連合)総会・理事会・各委員会及びBIEM(録音権協会国際事務局)総会・執行委員会などの国際会議において、生成AIに関する諸問題や国際間の円滑な著作権管理の推進などについて議論や情報交換を行った。5月のCISAC総会において、当協会が理事団体に、BIEM総会において、須子真奈美常務理事が執行委員にそれぞれ再選出された。また、10月、CISACアジア太平洋委員会において職員が議長に選出された。
- (2) 5月、サウジアラビアの政府機関であるサウジアラビア音楽委員会が主催するトークイベント「サウジアラビア-日本 音楽著作権ラウンドテーブル」が2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)のサウジアラビアパビリオンにて開催され、職員がパネリストとして登壇し、著作権管理団体の業務について意見交換を行った。
- (3) 6月、青山学院大学と世界税関機構が発展途上国の税関職員等向けに実施している「戦略経営・知的財産権プログラム」の一環として来会したカメルーン等の税関職員7名に対し、当協会の役割などについて説明した。
- (4) 10月、CISACのガディ・オロン事務局長、ベンジャミン・ンCISACアジア太平洋地域代表、ディーン・オルムストンCISAC理事会議長及び須子真奈美常務理事が中国国家版權局の王志成局長らと面談し、中国における権利保護の強化を求めてロビー活動を行った。
- (5) 既存のデータベースCIS-Netの機能を刷新・拡充することを目的として、CISACが2025年1月から開発に着手しているCIS-NET2の開発テストに参加した。
- (6) 11月、就任2期目以内の著作者理事を対象とした著作権管理団体の運営に伴う課題について議論するCISAC-APMA新任クリエイター理事ワークショップがバンコクにおいて初めて開催され、エンドウ理事、関美奈子理事及びねじ式理事が参加した。
- (7) 11月、韓国文化体育観光部及び韓国著作権委員会の代表団が来会し、当協会の管理業務について情報共有及び意見交換を行った。
- (8) 12月、UBC(ブラジルの著作権管理団体)と録音権について相互管理契約を締結した。
- (9) 2026年2月、文化庁がWIPO(世界知的所有権機関)への任意拠出金を通じて実施している「WIPO著作権集中管理団体メンターシッププロジェクト」の一環で、バングラデシュ等の知的財産局職員、管理団体職員などに対し、当協会の演奏権管理と法的措置等の実務研修を行った。
- (10) 国際的な情報共有や海外の出版社との良好な関係づくりのため、Independent Music Publishers



(中国国家版權局長らとの面談)

International Forum(IMPF)が運営する「Friends & Supporters」プログラムに参加した。

(11) 管理実務についての情報収集、意見交換等を目的として、下表のとおり、実務者交流会を実施した。

時期	団体名等
2025年 5月	BumaStemra(オランダの著作権管理団体)
2025年 5月	GEMA(ドイツの著作権管理団体)
2025年 6月	PRS(イギリスの著作権管理団体)
2025年 9月、10月	MCSC(中国の著作権管理団体)
2025年 10月	KODA社(デンマークの著作権管理事業者)
2026年 3月	ASCAP(アメリカの著作権管理団体)

2 生成AIへの対応

クリエイターが安心して創作に専念できる創造のサイクルとの調和が取れたAI利活用の枠組みの実現に向け、以下の取組を行った。

- (1) 文化審議会及び同審議会著作権分科会に千住明理事が委員として参加し、著作権法30条の4(生成AIの開発のための著作物利用を原則として自由とする権利制限規定)への対応を求める意見を述べた。
- (2) 9月、生成AIについて音楽・著作権に関する情報や課題等を共有し、意見交換を行うことを目的として、理事7人を構成メンバーとする「AIに関する懇話会」を設置した。
- (3) 10月、CISACのガディ・オロン事務局長及びベンジャミン・ンCISACアジア太平洋地域代表が伊澤一雅理事長及び須子真奈美常務理事とともに都倉俊一文化庁長官を表敬訪問し、生成AIについて意見交換を行った。
- (4) 「知的財産推進計画2026」の策定に向けた意見募集(12月)、「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード(仮称)(案)」に関する意見募集(2026年1月)に対し、著作権法30条の4の見直しも含めた実効性のある抜本的な対応を早急に行うことを求める意見等を提出した。
- (5) CISAC等の会議に役職員が参加するなどして、諸外国におけるAI政策やそれに対する各国の著作権管理団体の対応等について情報収集を行ったほか、CISACと連携し、政府等に対するロビー活動を行った。
- (6) 10月、渡辺俊幸理事が北京で開催されたAPMA(アジア太平洋音楽創作者連盟)執行委員会に参加したほか、クリエイターズセミナーでパネリストとして登壇し、AI時代におけるクリエイターの権利保護の在り方について意見を述べた。
- (7) 12月、「AIに関する音楽団体協議会」(※)の一員として、クリエイターやアーティストの権利保護と

AIの適切な利活用の観点から、意見を表明した。

※ 生成AIの急速な普及による様々な懸念へ対処し、「for Creators, for Artists」の理念の下、調和の取れた生成AIの利活用の枠組みの実現に向けて検討や提言を行うことを目的として2023年12月に設置した。

(8) 2026年3月、生成AIを利用した作品を当協会に届け出る際の注意点などをまとめた「AIを利用した作品の取り扱い(ガイドライン)」を一部改訂し、J-WID(作品データベース検索サービス)上において、歌詞又は楽曲のいずれか一方をAIが自律的に生成した作品であることが明確に分かるようにした。

3 システム改修、テクノロジーの活用等

(1) 管理業務に係る各種システムの刷新、改修等を進めた。クリエイターを始めとする関係者の意見・ニーズを把握するため、理事と正会員あわせて12人のメンバーで構成される「システム懇話会」(2025年2月5日理事会決議により設置)において、現行システムに関する意見交換やプロトタイプの実験検証を実施した。

(2) ブロックチェーン技術を活用した存在証明機能とeKYC機能を備える楽曲情報管理システム「KENDRIX」(*)について、以下のアップデートを行った。

- ・ 存在証明機能で用いるブロックチェーンをSoneium(ソニーグループのSony Block Solutions Labs Pte. Ltd. が開発したパブリックブロックチェーン)に移行(4月)
- ・ 創作の寄与度に応じた分配率の届出機能の追加(8月)
- ・ KENDRIXで行われた様々なアクションを時系列で可視化する創作ログ機能「おとログ」の追加(12月)
- ・ 歌詞データ(テキストファイル)の登録に対応(2026年3月)

また、2026年3月、KENDRIX利用促進及びクリエイター同士の交流の促進を目的として、「学び」「刺激」「交流」を軸とする来場者(クリエイター)に実用的で成長につながる音楽体験を共有するコミュニティイベント「KENDRIX EXPERIENCE」を開催した(2025年3月に続き3回目の開催)ほか、西日本鉄道株式会社が運営するスマホアプリ「muside(ミュージーサイド)」との連携を開始した。

※ 「すべての音楽クリエイターがCreation Ecosystemに参画できる世界へ」というコンセプトの下で、音楽クリエイターが自ら行う楽曲管理におけるDXを支援することを目的として、開発を進めているプラットフォーム

(3) 業務効率化や生産性向上を図るために2023年度に導入したテキスト生成AI技術を活用した法人向けサービスについて、高性能化させ利便性を高めたサービスに移行したほか、チャット型生成AIサービス及び情報整理や要約に特化した生成AIサービスを追加で導入した。

4 その他

(1) 本部事務所の移転に向けた取組

本部及び東京支部の事務所移転(移転先：東京都港区「赤坂インターシティAIR」)を2026年7月に控え、若手職員を中心とするプロジェクトチームの提案を踏まえたレイアウト・デザインプランを策定した。新本部事務所には、会員や役職員がリフレッシュしたり、打合せに利用したりすることができるラウンジを設けるほか、ABW(※)の実現に向け、用途に応じた多様なスペースを設けることで、組織内の更なる連携強化や生産性の向上を図る。

また、オフィス空間の有効活用等を目的に紙文書と物品等の削減を推進したほか、職場内コミュニケーションの促進やオフィス環境の向上を目的とした施策を実施した。

※ Activity Based Working。業務内容に合わせて従業員が最適な場所、時間、ツールを選んで働く働き方。

(2) 「中期経営計画(2026-2028)」の策定

2026年2月、経営ビジョン「Vision2030 “創作”の価値を高める」実現の第一歩として、2026年度から2028年度までを対象期間とした中期経営計画を理事会において策定した。同計画では、2028年度の徴収額1,650億円、分配額1,630億円、分配対象作品数400万作品を目標として掲げ、グローバルな入金拡大に向けた取組を加速するほか、音楽文化事業における啓発・教育事業、生成AIへの対応等を重点的に実施することとしている。

(3) 自己利用に係る運用基準の一部変更

管理委託契約約款委員会の答申(8月6日理事会決議)を踏まえ、「著作者の自己利用に係る管理の制限の運用基準」の一部を変更し(9月3日理事会決議、同日施行)、音楽出版者との著作権契約がない作品の複製及び複製物の頒布について、自己利用が認められる「一定の規模の範囲」を以下のとおり拡大した。また、自己利用に関するオンライン申請フォームを開設した。

変更前	変更後
複製数1,000枚・部まで	複製数(同一のコンテンツを複製する媒体の総数)2,000まで ただし、同一のコンテンツを異なる種類の媒体に複製する場合は、媒体の種類ごとに複製数2,000までとする。

(4) 定款の変更

6月、定時社員総会において定款の一部変更を決議し、議決権行使率向上を目的とする制度を導入した。この制度は、毎年6月末を判定時期として、直近3年間の社員総会で一度も議決権を行使していない正会員の資格を喪失させ、準会員とするものである。

(5) メタバース等への取組

クリエイターの新たな創作をサポートする観点から、メタバースやWeb3.0における音楽著作物の利用、NFTを介して行われる音楽著作物の流通等について、許諾・徴収の将来的な在り方の検討を進めるため、政策や市場・事業者の動向に関する情報の収集等を継続した。なお、足元では、メタバース上のバーチャルライブ等を、現行の使用料規程に適宜当てはめて、許諾している。

(6) 音楽出版者兼音響効果会社らに対する訴訟

音楽出版者兼音響効果(音効)会社ら6者が当協会における委託者の立場と放送局における音効会社の立場を悪用して不正に使用料の分配を受けた事案に関し、当協会が損害賠償等を求めていた訴訟(2024年3月提訴)について、東京地裁は7月17日、当協会の主張を概ね認める判決を下した。

本事案の悪質性に鑑み、9月、不正報告に関与した役員個人を詐欺罪にて告訴した(当該被疑者は2026年4月に逮捕された。)

(7) 戦時加算義務解消に向けた取組

8月、SOCAN(カナダの著作権管理団体)が、戦時加算義務に係る権利の放棄に同意した。これまでに17か国1地域の28団体に働きかけを行い、SOCANを含め、11か国14団体から権利放棄の同意を得ている。

(8) 適切な競争環境の構築のための取組

各カラオケ事業者との間で個別に算出している業務用通信カラオケに適用する利用割合値について、更なる正確性及び透明性確保のための協議を行った。

(9) 組織力強化のための取組

ア 柔軟な働き方と生産性の向上

多様な人材が活躍しやすい環境を醸成するため、以下の取組を行った。

- ・ テレワーク、時差出勤及びオンライン会議の活用を行うなど、個々の従業員の事情に応じた柔軟な働き方の実現と生産性の向上を図る取組を継続し、サテライトオフィスサービスを導入した。
- ・ DEIB(※)推進宣言を行い、職員一人一人が個性と能力を発揮できる職場づくりを推進した。
※ Diversity(多様性)、Equity(公平性)、Inclusion(包括性)、Belonging(帰属意識)の略で、組織における心理的安全性を高めることを通じて、従業員が「職場に受け入れられている」と感じ、個人がそれぞれの多様性を生かしてパフォーマンスを発揮するために欠かせない要素とされている。
- ・ 役職員間の無意識のハラスメントを防止し、適切な労務管理やサポートを行うことができるよう、アンコンシャス・バイアスや不妊治療に関する研修を行った。

イ 人材育成

- ・ 利用許諾実務における法的問題の発生を感知する能力を養い、協会全体の法律知識の底上げを図ることを目的として、法務担当者が支部を訪問し、対面で行う研修を初めて開催した。
- ・ 著作権管理の実務に習熟するためのセミナー・研修、役職等に応じた階層別研修、経営やビジネス文書作成技術等を習得するための研修を職員に受講させた。
- ・ MBA(経営学修士)取得のための海外留学制度を利用して、職員2名がMBAを取得したほか、新たに1名が留学を開始した。

第8 役員等に関する事項

1 会長並びに理事、監事及び会計監査人

2026年3月31日現在

会長		理事長	重要な兼職等
弦哲也		伊澤一雅	CISAC(著作権協会国際連合)理事 (一財) 日本音楽産業・文化振興財団 理事
常務理事	担当	重要な兼職等	
中戸川直史	組織運営統括 労務担当 特命：本部移転事業	(公社) 著作権情報センター 理事長	
増田裕一	ライセンス事業統括 特命：演奏権成長戦略、ライセンサーUIUX	(一社) 私的録音録画補償金管理協会 常任理事 (一社) 授業目的公衆送信補償金等管理協会 理事	
須子真奈美	国際関係統括 特命：海外成長戦略、国際受託戦略、 ダイバーシティ推進	BIEM(録音権協会国際事務局) 執行委員 (一社) 音楽情報プラットフォーム協議会 副代表理事 (一財) 日本音楽産業・文化振興財団 監事	
河邊基晴	財務統括 渉外(官公庁、経済団体等)担当 特命：AI戦略	日本国際著作権法学会(ALAI JAPAN) 理事	
常任理事	担当	重要な兼職等	
露木孝行	トラスト事業統括、総会運営 特命：会員獲得戦略、会員委託者UIUX		
宇佐美和男	コミュニケーション事業統括 特命：リブランディング戦略、KENDRIX展開戦略、 グローバル配信関係	(一社) 図書館等公衆送信補償金管理協会 監事	
嶋谷達也	情報システム統括 特命：基幹システム最適化、社内DX	(一社) 著作権情報集中処理機構 理事	
理事(正会員作詞者区分)		重要な兼職等がある場合はその旨	
木本慶子		たきのえいじ	
ねじ式		前田たかひろ	
巻上公一		松井五郎	

理事(正会員作曲家区分)		重要な兼職等がある場合はその旨	
エンドウ	(一社) 日本音楽作家協会 会長	岡千秋	
小六禮次郎	(一社) 日本作編曲家協会 会長	関美奈子	
千住明		渡辺俊幸	(一社) 日本作編曲家協会 理事長 (一社) 日本音楽作家団体協議会 理事長

理事(正会員音楽出版者区分)		重要な兼職等がある場合はその旨	
稲葉豊	(一社) 日本音楽出版社協会 会長 (株) ユーズミュージック 代表取締役社長	海本泰	(株) 日音 代表取締役社長
立本洋之	(株) フジパシフィックミュージック 代表取締役社長	平野達郎	渡辺音楽出版(株) 取締役
堀義貴	(株) ホリプロ 取締役	見上チャールズ裕	(株) ソニー・ミュージックパブリッシング 代表取締役

理事(学識経験者)		重要な兼職等がある場合はその旨	
上原伸一	国土舘大学大学院 客員教授 デジタルハリウッド大学 特命教授	鈴木貴歩	ParadeAll(株) 代表取締役
戸ノ下達也	都留文科大学 非常勤講師	堀江亜以子	中央大学法学部 教授

監事		重要な兼職等がある場合はその旨	
佐藤和子(常勤)		本多央和(学識経験者)	弁護士、税理士
大谷明裕(正会員)	日本音楽著作家連合 理事長	万城たかし(正会員)	

会計監査人

監査法人ナカチ

- (注)1. 各学識経験者理事4名及び学識経験者監事1名並びに会計監査人は、当協会との間で、定款35条1項の規定に基づき、法人法111条1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としている。
2. 当協会は、法人法118条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結している。当該契約に基づく被保険者の範囲は、全ての理事及び監事並びに理事会で選任された重要な使用人(2026年3月31日現在該当者は本部長4名)である。

2 定例選挙の実施

(1) 会長選挙

2026年3月、定款43条2項に基づき会長選挙を実施した。その結果、石原信一正会員が当選した(任期は同年4月1日から2028年3月31日まで)。弦哲也会長は2026年3月31日をもって任期満了により退任した。

(2) 正会員理事候補者選挙

会長選挙と同時に定款26条2項に基づき正会員理事候補者選挙を実施し、作詞者・作曲家・音楽出版者の各区分について、それぞれ6人の当選人が決定した。当選人は、2026年5月の理事会において理事候補者として決議された後、同年6月24日の定時社員総会において次期の理事に選任される予定である(任期は2028年の定時社員総会終結時まで)。

3 職員数(2026年3月31日現在)

502人(嘱託職員を含む。) 内訳 本部350人 支部152人

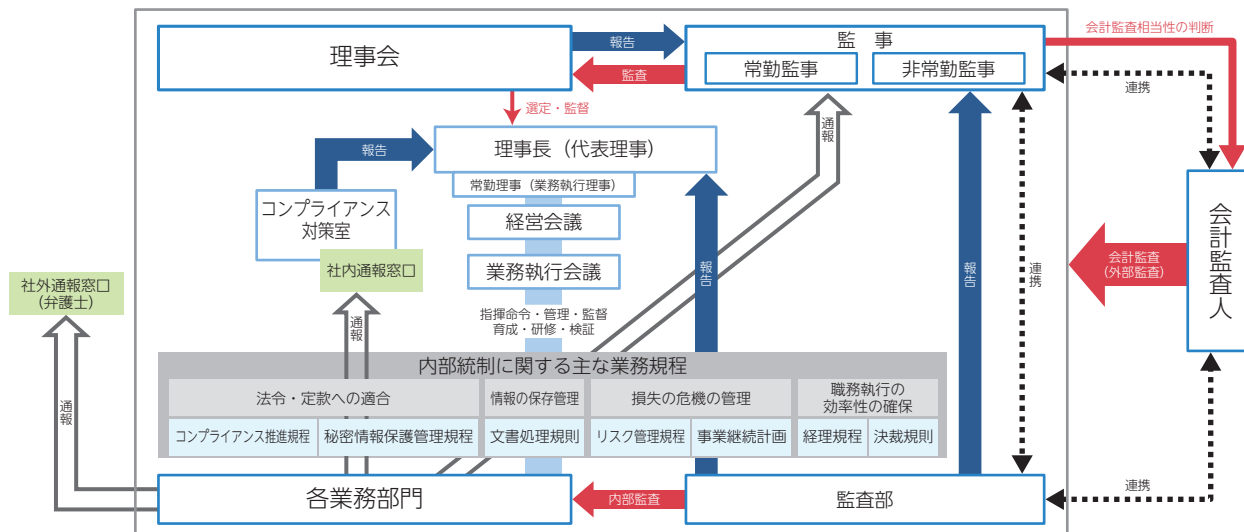
第9 内部統制システムの整備及びその運用状況

2010年4月、「内部統制システムの整備に関する基本方針」(39ページ参照)を理事会で決議し(2015年4月、法人法施行規則の改正に合わせて一部変更)、同方針に基づく適正な事業運営に努めている。

内部統制システム(※)の運用状況は以下のとおりである。

※ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要な体制の総称

当協会における内部統制システムの概略図



- 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - 「コンプライアンス推進規程」等の業務規程に基づきコンプライアンスの徹底を最優先した事業運営を行っている。また、役員員に対して独占禁止法やハラスメントに関するコンプライアンス研修を実施したほか、中小受託取引適正化法の施行(2026年1月1日)に対応するため、ガイドライン等を作成し、周知した。
 - 「秘密情報保護管理規程」、他団体への出向役員員の秘密情報保護に関する規程等に基づき、情報管理の徹底を図っている。
 - コンプライアンス通報に対応するため、コンプライアンス対策室内の社内通報窓口のほか、弁護士が担当する社外通報窓口を置いている。
 - 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、「育児休業規程」及び「介護休業規程」等を一部変更し、養育両立支援休暇を新設した。

- 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
理事会等主要な会議の議事録等は、「文書処理規則」等の業務規程に従って作成し、保存した。
- 3 損失の危機の管理に関する体制について
 - ・ 「リスク管理規程」「資金の管理・運用に関する規程」等の業務規程に従い、リスクへの対応及び当協会の財産の損失防止を図るとともに、2020年度に制定・施行した「事業継続計画(BCP：Business Continuity Plan)」の適切な運用に向けた分配業務実務作業訓練を実施した。
 - ・ 近年ますます増加しているサイバー攻撃等への対応として、事故発生時を想定した対応訓練を行った。
- 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
業務運営を円滑に行うため、経営会議及び業務執行会議を定期的で開催し、詳細かつ迅速な意思決定を行った。また、「経理規程」「決裁規則」等の業務規程に沿った決裁、意思決定等を行った。なお、経理業務の運用体制を環境の変化に弾力的に対応できるものにするため、「信託会計経理規程」及び「一般会計経理規程」の一部変更を行った(2026年2月4日理事会決議、同年4月1日施行)。
- 5 監事の職務を補助すべき使用人に関する事項について
監事からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められたときは、速やかに監事補助人を配置することとしている。
- 6 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制について
理事及び内部監査部門等は、その職務の執行状況について監事に報告し、必要に応じて説明を行った。
- 7 監事の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項について
監事の職務執行について生ずる費用又は債務は当協会が負担している。
- 8 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
監事は、理事長、常務理事、常任理事、会計監査人等と意見交換を行ったほか、経営会議、業務執行会議等の会議に出席するなどして、理事の職務執行の状況及び内部統制の実施状況の把握に努めた。

【参考】 会議の開催状況

定時社員総会	6月25日	
社員への事業報告会	11月12日	
理事会	定例理事会 (12回)	臨時理事会 (1回)
経営会議	定例経営会議 (24回)	臨時経営会議 (25回)
業務執行会議	定例業務執行会議 (48回)	臨時業務執行会議 (1回)
監事会	定例監事会 (12回)	臨時監事会 (2回)

I 内部統制システムの整備に関する基本的な考え方

当協会は、「音楽の著作物の著作権を保護し、あわせて音楽の著作物の利用の円滑を図り、もって音楽文化の普及発展に寄与すること」を目的として掲げ、音楽の著作物の著作権に関する管理事業、音楽文化の振興に資する事業などを通じて実践している。

当協会は、これらの事業の運営について、その指針となる「JASRAC行動指針」に基づき、コンプライアンスを最優先して適切に行うとともに、次のとおり内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。

II 内部統制システムに関する体制の整備

- 1 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(法人法第90条第4項第5号及び法人法施行規則第14条第4号関連)
理事及び職員等が、法令及び定款を遵守することはもとより、高い倫理を持ち、適切に職務を執行していくために、以下の取組を行う。
 - (1) 「コンプライアンス推進規程」等の業務規程に基づき、当協会の社会的信頼の維持及び向上に資するための体制を整備するほか、公益通報者保護に関する体制を整備し、理事及び職員等の適切な職務執行を行う。
 - (2) 理事及び職員等に対して、定期的に研修等を実施して、法令及び定款等違反を未然に防止する。
- 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(法人法施行規則第14条第1号関連)
理事の職務の執行に係る情報の管理を行い、適正かつ効率的な職務執行に資するため、以下の取組を行う。
 - (1) 理事の職務執行に係る情報として、理事会等主要な会議の議事録、社内決裁に係る起案書、各種契約書等を「文書処理規則」等の業務規程に基づき、保管責任者、保管期間等を定め、文書又は電磁的情報により記録し、保存する。
 - (2) 「電磁的業務情報等保護管理規程」等の業務規程に基づき、情報セキュリティ体制を構築し、文書又は電磁的情報等の漏洩、紛失等を防止するとともに、情報の管理を徹底する。
- 3 損失の危機の管理に関する規程その他の体制(法人法施行規則第14条第2号関連)
協会を取り巻く危険やリスクがもたらす損失を予防するとともに、実際に損失が発生した場合に迅速かつ的確に対処するため、以下の取組を行う。
 - (1) 「リスク管理規程」等の業務規程に基づき、協会の業務に関する様々なリスクを未然に防止するとともに、実際に損失が発生した場合には、直ちに理事会及び理事長に情報が伝わる仕組みを構築し、損失の最小化に努める。
 - (2) 協会の財産の損失を防ぐために、協会財産の管理・運用に係る基準等を定める。
- 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(法人法施行規則第14条第3号関連)
理事の職務執行が効率的に行われるため、以下の取組を行う。
 - (1) 各事業年度のはじめまでに事業計画及び収支予算を定め、限られた経営資源を効率的に活用する。
 - (2) 定例理事会を月1回開催する。
 - (3) 業務運営を円滑に行うため、理事長、常務理事、常任理事、協会の職員等で組織する経営会議及び業務執行会議を定期的で開催し、理事長若しくは常務理事又は常任理事の職務執行を効率的に行うための審議を行う。

- (4) 「経理規程」、「決裁規則」等の業務規程により、理事及び職員等の職務執行が円滑に行われるよう、その基準を明確に定める。
- 5 監事とその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の理事からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監事の指示の実効性の確保に関する事項(法人法施行規則第14条第5号から第7号まで関連)
- (1) 監事からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められたときは、速やかに監事補助人を配置するものとする。この場合において、監事に人選に関する意見があるときは、その意見を尊重するよう努めるものとする。
- (2) 監事補助人は、監事(当該監事補助人が補助すべき監事に限る。(3)から(5)までにおいて同じ。)の指示に従いその職務を遂行する。
- (3) 理事及び職員等は、監事補助人が監事の指示に従って行う調査に対し、誠実に協力するものとする。
- (4) 監事補助人は、その職務について監事以外の者の指揮命令を受けないものとする。
- (5) 監事補助人の考課及び異動について監事に意見があるときは、その意見を尊重するよう努めるものとする。
- 6 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制(報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含む。)(法人法施行規則第14条第8号及び第9号関連)
- (1) 理事及び職員等が次の事項を発見したときに遅滞なく監事に報告をするための連絡体制を確立し、それを理事及び職員等に周知徹底する。
- ① 法令、社会規範又は協会の規程等に違反する事項又は違反するおそれがある事項
- ② 協会の社会的信頼又は事業運営の公平・公正を失わせる事項又は失わせるおそれがある事項
- ③ 上記①及び②のほか、協会の業務又は財産に損害を及ぼすおそれがある事項
- (2) 上記(1)の報告をした理事又は職員等に対して当該報告をしたことを理由に不利な取扱いをしてはならないものとし、その旨を理事及び職員等に周知徹底する。
- (3) 理事会は、監事から上記(2)に反する取扱いがされた疑いがある旨の報告(法人法第100条に規定する報告)を受けたときは、事実関係の究明を図り、その結果に応じて所要の措置を講ずるものとする。
- 7 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(法人法施行規則第14条第10号関連)
- 法人法第106条の規定による費用の前払又は償還の請求その他の請求の手続については、監事の意見を聴取した上で定めるものとする。
- 8 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制(法人法施行規則第14条第11号関連)
- 監事の監査が実効的に行われるため、以下の取組を行う。
- (1) 監事の求めに応じて、理事長、常務理事、常任理事、会計監査人等は、定期的及び随時、監事と意見交換を実施する。
- (2) 監事は、経営会議、業務執行会議その他の重要な会議に出席できるものとする。
- (3) 監事は、職務執行の状況及び内部統制の実施状況を監査するために、理事及び職員等に対して、いつでも報告を求めることができる。報告を求められた理事及び職員等は、当該事項について速やかに報告を行う。

以上